

2025年6月9日

各 位

盛岡市中央通一丁目6番7号
株式会社 北日本銀行

当行は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次の通り公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅することになりますが、引き続き、当行を通じて、当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払いを受けることができます。

本件に関する詳細はお取り扱いの店舗までご照会下さい。

1. 対象となる預金等

2015年1月1日から2015年12月31日までに最終異動日等があった預金等

2. 預金保険機構への納期限（※）

2026年6月8日

（※）法に基づく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日とは異なります。

以 上